

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 法人税(分割納付)(改正)法 2017

法人税(分割納付)(改正)法 2017 が、2019年4月1日から施行される。この改正法は、大企業と定義される企業に対し、その法人税の予定納付を義務付けた、法人税(分割納付)法 1998を改正するものである。2015年7月8日に発表された予算案において、英国政府は、課税所得が2,000万ポンドを超える企業又は持分比率51%以上に該当するグループに属する場合、そのグループ内の企業の数に応じて按分された金額を超える企業(一定の大企業)については、法人税の納付期限が従来より4カ月前倒しされる旨を公表した。当初この規定は、2017年4月1日以後開始の会計年度から適用される予定であったが、2016年に発表された予算案において、導入時期が2017年4月から2019年4月に延期されることが発表されている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [英国関連ウェブサイト\(英語\)](#)

2. シニア アカウンティング オフィサーに関する最新情報

英国歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs: 以下「HMRC」)のポリシーチームによる最新情報によると、HMRCによる一層統合された「協力的コンプライアンス」の取組において、シニア アカウンティング オフィサー(Senior Accounting Officer: 以下「SAO」)制度が引き続き中核を担うことが明確となっている。また、提出の遅延又は内容の不足に対しても引き続きペナルティーが課されるが、昨年度においては、主たる職務の不履行に関連したもの又は不正確な証明書の提出に係るペナルティーは課されていない。SAOの存在は、HMRCによるCCM(Customer Compliance Managers)に対する新しいトレーニングにおいても重要視されており、将来的には、主たる職務の不履行又は不正確な証明書に対して、より一層のペナルティー処分が課されると見込まれる。HMRCは、SAOによる申告を推進・監視するために、より自動化されたアプローチの実施を試みている。これが国家的に展開された場合、提出企業と企業登記局(Companies House)における情報と

の自動クロスチェックによって、未提出企業が特定されるため、短期間に行政処分が急増することが想定される。

3. VAT:OECD:クロスボーダーVAT 徴収に係る新ガイドランス

OECDは、電子経済が急速に発展する状況に鑑み、クロスボーダー取引に係るVAT対応に関して一貫した国際的基準の導入を支援するため、新ガイドランスを公表した。G20/OECDのBEPSプロジェクトにおいて、電子商取引の急発展及びこれが企業対消費者間(B2C)取引に係るVATの徴収に与える影響は、重要な課税上の課題であることが指摘された。新ガイドランスである「供給者が課税地に所在しない場合のVAT/GSTの効果的な徴収メカニズム(Mechanisms for the Effective Collection of VAT/GST Where the Supplier Is Not Located in the Jurisdiction of Taxation)」は、2015年BEPS行動1に係る報告書において推奨されており、B2C取引について非居住供給者が課税地においてVAT登録及び徴収を行うベストプラクティスを基盤としている。新ガイドランスは、課税地における一貫した徴収メカニズムの導入促進を図ることによって、電子商取引に従事するサプライヤーのコンプライアンス費用を削減しながら、コンプライアンスの水準を高めるために貢献する。詳細については、以下を参照のこと。

>> [OECDウェブサイト\(英語\)](#)

4. VAT 還付金には複利計算を適用しない(英国最高裁判所、リトルウッズ訴訟)

英国最高裁判所は、リトルウッズ(Littlewoods)による、1973年から2004年における2億500万ポンドのVAT還付金に係る複利計算された利子額(12億5,000万ポンド)の損害賠償請求を棄却した。英国裁判所は、リトルウッズによる支払請求は、1994年付加価値税法の第78条における法定利息に係る規定(利息を得る唯一の方法として英国議会が意図した規定)に基づき、排斥されるという判決を下した。さらに、英国裁判所は、EU法において、還付金に係る複利を得る権利は規定されていないと判断した。リトルウッズ訴訟における欧州連合司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以

下「CJEU」)の判決は、一般的な利子の受領権利が付与されていることが裏付けられたが、還付が単利か複利かは国内法に委ねられるとした(ただし、これが「十分な補償」であることを条件とする)。英国最高裁判所の解釈によると、CJEUは、単利計算された利子(2億6,800万ポンド)の支払は合理的な救済であり、他の加盟国諸国においても単利支払が導入されている事に言及した。したがって英国最高裁判所は、本訴訟における、リトルウッズへの単利計算された利子の支払は、リトルウッズから十分な補償を得る権利を奪うものではないとしている。本判決により、高等裁判所(High Court)を通じて行われた訴訟はこれ以上上訴ができないことを意味する。税務裁判所(Tribunal)を通じた訴訟に関してはさらにCJEUへの付託を求める事が理論上は可能ではあるが、最高裁判所がさらなる付託は不要であると表明していることから、これによって訴えが認められることはないと思われる。詳細については、以下を参照のこと。

>> [英国関連ウェブサイト\(英語\)](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500®の8割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001